



社会福祉系大学院留学生の研究と研究指導について考える
—国際比較研究の視点から—
～大学院留学生としての研究経験を踏まえて～

大阪商業大学JGSS研究センターPD研究員

孔 栄鍾

日本社会福祉学会第68回秋季大会
(2020年度)

序論 | 報告の流れ

□ 2つのポイント

- ✓ 「修士課程」の際に研究指導を通して学んだこと
- ✓ 「博士課程」の際に研究を進めながら分かったこと



「まとめ」

‘国際比較研究を進めるためには…’

序論 | 履歴・研究テーマ

□ 履歴

- 2001～2007年度（韓国）順天郷大学 社会福祉学部 学士
- 2014～2015年度 佛教大学大学院社会福祉学研究科 修士
 - ・ 修士論文『日本における障害者の社会的包摂に関する研究：政策評価研究の観点から』
- 2016～2019年度 佛教大学大学院社会福祉学研究科 博士
 - ・ 博士論文『介護保険制度と障害者福祉制度の「制度間調整」に関する研究：介護保険優先原則を巡る「浅田訴訟」を手掛かりに』

□ 主な研究テーマ

- 障害者福祉政策、障害者貧困、高齢障害者

序論 | 主な研究・参考文献

□ 主な研究業績

- ・ 「韓国における障害者貧困層の動向とその原因分析」『佛教大学大学院紀要』45、37-52（2017）
- ・ 「日本の介護保険制度と障害者福祉制度の制度間調整に関する考察：介護保険優先原則を巡る問題状況と韓国への示唆」『JOURNAL OF CRITICALSOCIAL POLICY』61、7-50（2018）
- ・ 「韓国における障害者貧困層の世帯構造による貧困状態の分析：韓国福祉パネルを用いて」『関西社会福祉研究』5、21-32（2019）（第16回佛教大学学術奨励賞）
- ・ 佐々木隆治・志賀信夫編『ベーシックインカムを問いなおす—その現実と可能性』「第8章 韓国におけるベーシックインカム」法律文化社（2019）

□ 本報告における主な参考文献

- ・ 朴 光駿「社会政策における比較研究の発展」『社会福祉学論集』3、73-88（2007）
- ・ 朴 光駿「比較社会政策の素材としての東アジア社会政策：制度研究を超えて（〈特集〉東アジア社会政策研究が問いかけるもの—理論的枠組みと実証分析）」『社会政策』5(2)、9-20（2013）

本論 | 研究指導を通して学んだこと

□ 「修士課程」の際に研究指導を通して学んだこと

● 国際比較研究は留学生の使命？

☞ “なぜ比較研究をしなければならないのかを解明しなければならない”

⇒ “比較研究は、研究分野の1つを意味するのではなく、社会政策の研究方法である。”

☞ “比較は比較の基準になる正確な知識を前提とする。”

⇒ “新しい事実に出会ったとき、その事実の正確な意味を把握するためには、それを自分の持っている知識との比較が必要になる。”

☞ “よき質問(good question)ができるかどうか”

⇒ “よき質問そのものが、多くの情報から必要なものを見極めることを可能にする。”

⇒ “よき質問とは、研究の目的と範囲、利用可能な資源、研究者の関心によるものであるが、よき質問ができるかどうかは、究極的には研究能力の問題にかかわる。”

・ 修士論文「日本における障害者の社会的包摂に関する研究：政策評価研究の観点から」

4

本論 | 研究指導を通して学んだこと

□ 「博士課程」の際に研究を進めながら分かってきたこと

● 研究能力による限界をどう克服していくのか？

☞ “社会指標の活用”

⇒ “すでに開発されている多様な社会指標は比較研究の基礎資料である。”

⇒ “注意しなければならないのは、選定された研究対象が研究目的を達成することに適切なものなのか否かという問題意識である。”

・ 「韓国における障害者貧困層の動向とその原因分析」『佛教大学大学院紀要』45、2017

→ 韓国で行われている障害者関連の各種統計調査の資料やデータを収集し分析することで、韓国における障害者の貧困動向とその特徴を明らかにすることを主な目的としている。

・ 「韓国における障害者貧困層の世帯構造による貧困状態の分析：韓国福祉パネルを用いて」『関西社会福祉研究』5、2019

→ 韓国福祉パネルを用いて障害者貧困層の貧困状態を分析し、その世帯構造的な特徴を明らかにすることを目的としている。

5

本論 | 研究指導を通して学んだこと

☞ “研究対象の拡大”

⇒ “政策研究の対象はある社会問題に対応して、政府が「何をしているのか」を研究するだけでなく、「何をしていないのか」というテーマをも含まなければならない。”

- ・ 博士論文『介護保険制度と障害者福祉制度の「制度間調整」に関する研究：介護保険優先原則を巡る「浅田訴訟」を手掛かりに』

→ 介護保険制度と障害者福祉制度との適用関係における争点を明確にしなが、この問題にかかわる代表的な事例である「浅田訴訟」の判決を手掛かりに、「制度間調整」という政策的・理論的概念に対する再検討を行ったうえで、「制度間調整モデル」の構築を試みた。

→ 今後の課題：なぜドイツのシステムはすべての年齢の障害者に対応し、日本では高齢者のみに対応しているのか。

☞ “共同研究の推進”

⇒ “国際比較研究の基盤として、資料の共有・研究協力などネットワーキングが必要である。”

- ・ 「日本の介護保険制度と障害者福祉制度の制度間調整に関する考察：介護保険優先原則を巡る問題状況と韓国への示唆」『JOURNAL OF CRITICALSOCIAL POLICY』61、2018
- ・ 佐々木隆治・志賀信夫編『ベーシックインカムを問いなおす—その現実と可能性』「第8章 韓国におけるベーシックインカム」法律文化社、2019

6

結論 | まとめ

□ 国際比較研究を進めるためには…

- ✓ 「日本」の社会政策・福祉制度などを把握・理解するだけでなく、その背景となる文化や環境、社会的規範などの把握・理解も必要ではないか。

→ 比較対象となる「母国」に対する十分な知識を前提とする

- ✓ 「日本」と「母国」に加えて多国間の比較も視野に入れて学習を進める必要もあるのではないか。

→ 大学院留学生間の学習会など情報交流の場を広げる

- ✓ 大学院留学生が持つ強み（言語力）を活かすための努力は欠かせない

→ 「読む」だけでなく「書く」能力を鍛えていく

7



ご清聴ありがとうございました。